

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} \text{(ハ) 新築} \\ \text{(ニ) 取得} \end{array} \right\} \right]$ がこの規定に該当
するものである旨を証明します。

申 請 者 の 住 所	
申 請 者 の 氏 名	
家 屋 の 所 在 地	
取得の原因（移転登記の場合）	（１）売買 （２）競落

年 月 日

広島県安芸郡海田町長

印